

地研通信

発行人 森 岡 洋
編集人 森 岡 洋
発行所 三重短期大学地域問題
総合調査研究室
津市一身田中野字蔵付157番地
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次前学長

第13回地域問題研究交流会報告（要旨）

1997年11月29日（土）午後1時30分から午後5時まで、三重短期大学41番教室において行われたシンポジウムの記録です。行政の情報公開は現在我が国で非常に関心を持たれているテーマだけに、本学の学生だけでなく、多数の市民の方々の参加をいただき、多くの質疑応答が交わされました。これらの質疑応答も記録に残らなかったのですが、紙数の関係で報告者の講演だけを掲載させていただきました。

当日の報告論第と講師の方々は以下のとおりです。

- 報告1「国民権と情報公開—三重県オンブズマンの活動を素材として—」松葉謙三氏
（弁護士、三重市民オンブズマン代表）
報告2「情報化社会における行政情報について」
松田光泰氏
（三重県生活文化部行政情報室長）
報告3「情報公開の現状評価と課題」正田敬志氏
（三重短期大学教授）
挨拶 地研室長 森岡 洋

三重県における情報公開の現状と課題（上）

（室長挨拶） 三重短期大学には地域問題総合調査研究室というのがあり、三重短期大学の教員が専門性を生かして地域の問題を解決し、地域の人々の要請に応えるということと、その研究成果を利用して学生の教育に役立てようという目的で設立されました。

この要請ということで三重県および津市などの市町村の委託研究あるいは研究員が興味を持っているような自主研究というものを行ってきました。その成果は「地研通信」あるいは「地研年報」などによって外部に公表してきました。

また地研では外部から講師の先生に来ていただき、いろいろと講演をしていただきました。例えば、津市の岡村前市長さん、津市の助役さん、あるいは三重県第1次長期計画を策定されました大原さんなどにも来ていただきました。

1993年からは地域問題研究交流会ということで、特に積極的に外部の講師の先生に来ていただき、このような講演会を開催しております。今までに、長良川河口堰問題、阪神・淡路大震災の

ような大震災に対する三重県および津市の防災問題、あるいは三重県の外国人労働者問題などのようなテーマで研究交流会を開催してまいりました。

本日は、第13回地域問題研究交流会を「三重県における情報公開の現状と課題」というテーマで開催いたします。講師の先生には、弁護士で、三重市民オンブズマン代表の松葉先生、三重県生活文化部行政情報室長の松田先生、そして本学の正田先生をお招きいたしました。

先生方には非常なご多忙にもかかわらず参加していただき、感謝にたえない次第でございます。また市民の皆さん、学生の皆さんも非常に強い雨の中を参加していただきありがとうございます。以上簡単でございますけれども挨拶にかえさせていただきます。それでは、これから研究交流会を始めたいと思います。

（松葉報告）

憲法を見ますと、前文のところに国民権というふうに出ておりまして、国民権ということとは

本当に重要な国家の原則であります。ところが、私の考えでは国民主権というのは今まだ本当に特に日本ではまだないんじゃないかと思えます。特に官僚の人達、地方自治体の方達も含めて幹部の人達は自分たちが主権だというような実質的にそういうふうに見られるような行動が多いと思えます。この三重短大自身も市立ということで自治体の関係が非常に強いわけですが、今日の会議では私は自治体の悪口を、役人の悪口を十分に言わせていただきたいと思っておるわけでありす。

官僚主権とか政官財主権ではないのかと言うわけですが、官僚の方達はそもそも非常な権力を持っているわけです。自分たちがその税金をすべて自分たちで動かせるというようなことですよ。三重県の部長クラスの方たちでも何億円、何千億円というような凄いお金を動かしており、三重県の予算だったら一般会計は何千億円というものを動かしておる。例えば、公共工事なんかでも3千万円、5千万円という工事は全く小さな工事という感じで受け取るんですよ。我々市民から見れば、ものすごく大きなお金なんですけれども、そういうお金をボンボン動かしている。そういう権力、力を持っているわけです。事実上、そういう力を持っている。法律的にそういう力を持っているわけじゃないんですけども事実上、予算が自分のところに配分されれば、それを自分たちでかなり自由に使えるというような実態があるわけです。

私はこれまでの市民オンブズマンの活動の中でいろいろ感じてきましたけれども、結局、国民主権を本当に実現するためには最低限やはり情報公開です。大部分の情報を公開すべきだと思っております。市民オンブズマンのここ2～3年のわずかな活動の中で、かなりの事実が明らかになってきております。そういうことが明らかにされることによって、かなり情報公開制度とかいんな制度が改革されてきておる。ところが、現在はまだまだ情報とかその金の使い方というのは官の独占になっておるというような実態であります。従って、情報公開は国民主権を実現するために本当に必要なことなんだと、私はここ2～3年の活動の中でしみじみ思っております。

次に三重市民オンブズマンの活動ですけれども、活動しだしてまだ2年半程度の状況であります。まず平成7年度の活動として官官接待の追求というのをやりました。全国市民オンブズマンの呼びかけでもって、三重県の東京事務所とか財政課あ

るいは秘書課の食糧費の全国一斉情報公開請求をしました。食糧費というのを皆さんは弁当代とかそんなものだと思っておられますが、物凄い金額が使われており、ほとんどが官官接待、官が官に接待するという事です。地方の役人の方が国の官僚に対して接待をして、予算を取ってくるためにどうしても必要なものなんだというような主張があったわけでありす。結局は、全部国民が出した税金で国の官僚の人達を接待して予算を取ってくる。

平成5年度のその金額たるや、三重県の中では一人5万3千円ぐらいなのが最高でした。一人5万3千円で酒が一人13本とか14本とかの計算になるわけですが、私達本当に驚きまして、全国で集めた中で、この5万3千円ぐらいっていうのは全国のランキングで大体6位でした。それはテレビにも出ました。この5万3千円という以外に4万円、3万円、2万円っていうのはいっぱいあるわけです。私達弁護士は収入のあるほうなんですけれども、自分たちで例えば懇親会をやっても1万円前後ということですよ。

こういった官官接待、全国では何十億、50億、60億というのが明かになったわけですが、そういうことが全国的に報道され、官官接待の批判が非常に高まってきました。当時三重県はこれに対して飲食費を、部長クラスだと一人いくらだとか課長クラスだと一人いくらというふうに決めて今までよりは安くしましたが、官官接待はしないというふうには決めませんでした。

ところが、そういう全国オンブズマンの活動や、三重市民オンブズマン活動の中で、やはり、国民にそういう事実がわかったことによって、実際の官僚の人達も接待を受けるのは困る、困ると言いますか、接待を受けて、後から損害賠償請求をされると困るといったような気持ちもあったかと思う。国の方でも、もう接待を受けない。原則として受けないというような大臣の発言とか出ております。やはり、そういった国民の運動の中で官官接待というのは激減しております。

例えば、三重県東京事務所というのはどういうところかという、三重県の職員の人が東京で在駐して国の官僚の人達に予算を頼むという組織だと思うんです。要するに毎日のように接待するような組織でありまして、この東京事務所にいる人達は相当酒が飲めないやっつけいけないような仕事で大変だとは思っております。平成7年度を前半と後半に分けて、接待費、食糧費を比べてみると、丁度この平成7年の7月に全国市民オンブズマン

の大会があり、この接待費、食糧費が非常に大きな問題になり、4月～7月の接待費、食糧費が542万円になったのが、8月以降は10万円ということで激減したわけです。このように、食糧費の情報公開請求をして、そして、全国的にいろんな調査をして発表すると、官官接待はほとんど行われなくなったというような経過があります。

次に、三重市民オンブズマンは、平成8年度カラ出張と過剰飲食の追及ということをやりました。これも全国市民オンブズマンの呼びかけで、監査委員事務局の情報公開請求、旅費の情報公開請求をしようという提案がありまして、三重県もそれに応じて請求いたしました。監査委員というのは名前で見ると思いますが、要するに三重県の各部、課の中でお金の使い方がおかしくないか、不当に行われてないかというところを調べる役目を持った委員です。監査委員の人達は大体県職員のOBの人、県会議員の方ということで4人ぐらいです。もちろん最初から思っていましたけれども、私達から見れば、身内の監査ということで、とても期待はできない。そういう金の使い方を調べる役目の人達が全くひどい旅費の使い方をしていったということがわかったわけです。三重県ではオンブズマンがたまたま環境問題をやっている人が私も含めて何人かおまして、我々がいくらいろんな要求をしても環境政策課、大気水質課の人達が受け付けてくれない。これは悪いことをやっているに違いないというようなことを考えまして、こういうところも調べたわけです。

監査委員事務局の旅費を調べたところ、1年間に、特に年度末に十数回、十七～八回ずつ遠いところへ出張していることになっておった。九州とか北海道、そういうところばかり行っていることになっておったんです。いわゆる先進地視察ということで、他の県の監査委員はどういう監査の仕方しているのかということも勉強しにいこうという。3人ずつ行くんだということになっておって、私達は何で遠いところばかり行くのかと、先進地は遠いところだけなのかと、こういうことを疑問に思いました。

それでいろいろ調べる中で新聞社も一生懸命調べてくれています、阪神・淡路大震災の日に神戸を抜けて九州へ、佐賀県へ新幹線で行っていることになっているというようなことがありました。しかし、職員の人達はいろんな曖昧なことを言いました。前日から行ったんだとか、いろんな言い訳をしていましたけど、前日はまた振替休日で休みなのにお金をその時に貰って行ったんだと、い

ろんな言い訳を言ってました。この記事はアメリカの朝日新聞にまで載ったということで、本当に世界を駆け回ったわけです。

過去5年間のを全部調べてみたんですけど、5回というのは例えば5年間に5回行ったということになるんです。宮崎県に5年間に5回も行ったと、長崎県は4回行ったと、青森県は4回行った。こんなに行ったことになっていると、どうみてもおかしいということで、これは慰安旅行か、それともカラ出張かどっちかだと、私達には、いろいろ情報が流れてきました。徳島県の監査委員事務局の方では、三重県の人には来てないということをやっているということが新聞に出たり、あるいは私達がいろんな調査をしたところ向こうの事務局で、来たかどうか全然答えられないというような回答ばかりきたようなことがありました。

地方自治法の中に監査請求と言いますが、例えば、そういう嘘の出張をしている場合に、住民が県という地方自治体に代わって、お金を返しなさいと、県に監査を請求する制度があるんです。監査委員に監査請求するわけなんです。監査委員事務局がやっていることを監査委員に請求するわけですから、とてもじゃないけど期待できなかったわけですけども、私達はこの遠いところへ行っている先進地視察が全部嘘か慰安旅行に違いないので、その旅費を三重県に返しなさいという監査請求をしました。それが棄却あるいは却下されたので、すぐ住民訴訟というのを起こしました。皆さん御存じかと思うのですが、住民である三重県の県民が県に代わって悪いことをやった役人とかお金を無駄に使った、あるいは不法に使った役人とかそういう人を相手に県に金を返しなさいという裁判をやったわけです。

先ほどの大気水質課というところとか、環境政策課も調べましたけれども、1人の人が1ヶ月の間の半分ぐらいも東京へ行っていることになっているんです。しかも、東京へ行ったら必ず1泊はついている。泊付きという言葉があるみたいですけども、1日で普通はせいぜい3時から5時までの仕事とかです。そういう記録があっても、またあくる日も泊まっているとかという事実がわかったものですから、これもおかしいということで、監査請求をして住民訴訟を起こしました。

そういう中でマスコミの人達もこういう問題を非常に取り上げてくれました。マスコミの人達は競争をして調査する、あるいは報道するという中で大変な大きな問題になってきました。

もう1つ、県議会の中に5～6の常任委員会が

ありまして、例えば、土木常任委員会とかというところと土木部という土木部長さんと、そういう幹部の人達と議員の人達が、毎年30回ぐらい県内のいろんなところで泊まり込んで、事実一応調査はするのですが、調査した後宴会をやるというようなことが行われてます。10回について調べてみたところ、1人1泊について52,000円、53,000円、志摩観光ホテルのようなところの値段なのです。物凄く高い。1泊すると5万円ぐらいするところ、こういうところに泊まって宴会をやっておったということがわかった。それに加えて宝生苑という志摩観光ホテルの直営のところの請求書を手にいれたわけです。

この請求書と県から正式に出たお金と比べてみたわけです。1人5万3千円のお金をどうやって作ったかと言いますと、食糧費というものから79万円出して、宿泊費、日当というもので47万円出している。普通は宿泊費、日当というだけでいいのですが、そこに食糧費を加えて使う、高いところに泊まるというようなことをやっていた。この食糧費と宿泊費、日当をたしたものが大体126万円になりますが、これが、一応県から出ている正式なお金なんです。ところが、実際、143万円いくらか使っているんです。この差額は何かということで、いろいろ追求していったところ、大体16万円ぐらいですけども、要するに各部長さんたちが自分のポケットマネーから4万5千円ずつぐらい出したんだと、こういう言い訳をしておったんです。各部長さんたちが自分のポケットマネーから4万5千円ずつも出すはずがないと思い、これも監査請求をいたしました。結局これは裏金に違いないと思っておったんです。結果的にはそうだっただろうと、これはまだ白状はしていませんけども、最終的に裏金というのは、結局12億円ぐらいあったわけですから、そこから出たというふうに我々は推定しています。こういうような経過で、三重県の方でも大変な問題になってきたということで、三重県知事、新しい北川知事ですので、新しいことをやりたいというお考えも持っておられたようで、私達が騒いだためにこうして、全庁調査をやるということを決められまして、結局、11億6千万円ぐらいの裏金があるということを確認しました。

そして、それとともに食糧費とか旅費の情報は全面的に公開しますよということとか、官官接待は原則としてやめませうということを決めました。裏金11億6千万円ということを確認しました。これは、全国で6番目のことですが、他の県でも

新潟県とか福島県とか今ポツポツと出てきております。福岡県では56億円ですか、ものすごい金額が裏金としてあるということが明らかになった。この12億円というのも、たった2年ちょっとのものでですから、過去10年間と言ったら、その5倍ぐらいになるわけですよ。それを本当は全部返してもらわなければいけないわけなんですけれども、こういうふうになった当時、本当に県民の人達から私のほうにどんどん電話がかかってきてまして、こんな2年間でいいのかと、もっと10年間、20年間返してもらわなければいかんじゃないかと、あるいは、こんな詐欺、横領だから刑事事件にすべきじゃないか。こういうような意見もどんどん言ってこられました。

カラ出張、要するに出張してないのに出張したかのようにして県の公金を裏金に回して、そして自分たちの飲み食いだけじゃないですけども、先ほどの議員さんの接待、二次会とこういったいろんなことにお金を使っています。これらは我々法律家から見れば、まさに詐欺、横領になるわけです。だから、ほとんど全庁ごとそうやってやっていたということは私から言わせれば全員犯罪人だということになるわけなんです。しかし、いったい地方自治体の役人の人達は本当に悪い人なのかと。もともと悪い人がなったわけじゃないと私は思うわけでありましてけれども、しかしそうなってしまった。要するに、赤信号みんなで渡れば恐くないというのと同じなんですね。みんなが悪いことをやっているから私も同じだと、誰もそれを告発する人もいない。労働組合があってもその労働組合の人達は何にも追及してこなかったというような事実があるわけですね。

だから、私はこういう事実をみてですね、公金というものを自治体の人達は予算として自分とくに配分された自分の金じゃないのかと、自分の金じゃないけど自由にする、できる金だというふうにしてみえるんじゃないかと私は考えたわけです。どうしてこんなふうになっているかというのと、それは事実を結局隠してるから、県民の前に何も見えないためにこういうことができたと思うんです。県民の人がそういったことを全部知ったら、そんなこと許すわけじゃないです。下の役人の人達もそんなことできないわけです。だから、そこに根本的な問題がある。要するに情報を隠すということ自身が、悪いことをするということとつながる。人間というのは本当に人に見られなかったら、まあ少しは、犯罪行為なんですが悪いことをやる。みんなでもやるんなら恐くないというような意識に

なるのは普通なんだと思うわけです。ただ、自治体の人は悪人だという意味じゃなくて、善良な人達でも、そういう犯罪行為をみんなやってしまうんだということを、やはり考えるべきだと思うんです。

具体的なその情報公開の内容ですけれども、監査委員事務局に情報公開請求して出てきたのです。復命書というのがあるわけなんです。旅行に行っただけということをやってきたのか、どういう成果があったかということを書く復命書というものがあります。これが、先ほどのいわゆる震災のときに佐賀県へ行ったという復命書、名前もはっきり書いてあって申し訳ないんですけど、こういう方たちが行ったことになっておったというわけです。結果的には、これ行ってなかったということも明らかに、後で白状されたわけですが、要するに、佐賀県へ出張してきた概要は別紙のとおりでしたということで、この別紙というのがこの資料にある、平成4年度行政監査報告書というものです。要するにこれを貰ってきましたということなんですけれども、ところが、調べてみたところ、佐賀県には5年間に3回ぐらい行っておったわけです。平成7年1月に行って、こんな古い平成4年度のものを買ってくる人がおるかということ、これもおかしいと思ったんです。具体的にどういふことをやってきたという復命書を全く出してきてないんですよ。要するにこんなふうですね、佐賀県に行ってないから出せないわけです。この復命書自身も嘘のことを書いてあるわけですから、これも犯罪行為なんです。虚偽公文書作成罪という立派な犯罪になるわけです。

だから情報公開請求に応じない、非公開にするということは私達の目から見れば、自分たちに不都合なことだから出さない。それが一番大きな本当の理由だったと私は思っちゃうわけなんです。従って、原則公開をして欲しいと思うわけです。

結局先ほどの全庁調査によって、食糧費、旅費については原則公開、官官接待原則廃止ということで、三重県がそれをしたために、今度は四日市市と津市も旅費などを全部公開する、市長交際費も含めて公開する、全面公開するとういうふうにしたわけです。だから、交際費まで公開するということですから、三重県よりも進んだ、その部分については進んでいる。三重県の場合は、知事交際費、部長交際費というのはほとんど全面非公開に近い状態です。それは是非公開してもらいたいわけです。

四日市市の例で見ますと、最初情報公開請求し

たら出てきたものと、異議申し立てして、公開すべきだという結論になって公開したのがある。四日市市では議員さんが4年で任期を終了する前に、幹部と議員とが、まず伊勢神宮へ行って、今度の選挙の当選祈願のために伊勢神宮に御参りして、それから鳥羽で宴会をやるというのをやっておったわけです。そのことを情報公開請求したら、この出席者全部を非公開ということになったわけですが、異議申し立てして、それが認められた。審査会が、これは公開すべきだということ認められた。今裁判所で裁判をやっております。これに1人18,000円ずつ使っておりますので、それを返しなさいという裁判を今やっております。そういうようなことで、四日市市自身も非常に公開度が高まってきました。

ほんとに総括的に考えますと、結局、公務員の方たちの公金についての意識ですね。予算が配分されれば自分たちのものという考え方が広まっているのではないかと。この12億円というのは三重県の何千億に比べたら、ほんのわずかなんです。こういう食糧費や旅費という問題だけじゃなくて、やはり全体の、何千億円全体を調べてみる必要があるんじゃないかというふうに私達は考えました。

平成9年度は談合問題の追及ということでやっています。今は無駄と思われる長良川とか諫早とかそういうところの公共工事というのは物凄く使われているが、それはほとんどが談合で行われている。実際人々が充分認識しておると私は思っております。私達全国オンブズマンの調査では全入札の98%が談合で行われていると考えており、国が全体で公共工事の費用を年間50兆円使うとするならば、10兆円が全く談合によって高められてゼネコンの人達に配られている。その配られたのが政治家やあるいは自治体の市長のところとかに戻ってくる。あるいは選挙のときに票が戻ってくる、とそういうふうになっており、大変なものなんだと思っております。

入札っていうのは、予定価格というそれ以上ではだめだと最低線価格というそれ以上じゃないとだめだというまあそういう間で入札しないと落札にならないというものです。1回目の入札で全部予定価格より上だったらもう1回やる。予定価格より下になるまでは三重県の場合は2回ですけども、3回ぐらいまではやるとういうようなことです。1回目の入札で一番低い価格で入札した業者は何回やっても一番低いんですよ。一番低い人はいつも意欲があるから、低いと理屈を言う人がありますけれども、四日市ドーム建設とい

うのをみてもらいますと、2回目、3回目も一番低いところで入札して、結局は落札するというような状態で非常に不自然なんですよ。刑事記録を見てみますと、談合した場合には、1回目、2回目、その本命業者に決まったですね。落とすと決めた本命の業者は、1回目私はいくらで入札しますと、それが落ちなかったら2回目はいくらにします。3回目はいくらにしますと、こういうふうに他の業者に通達、通告しているんですね。それに皆さんが従うからこういう状態になってくるんです。こういう状態がたまに起こるならいいんですけども、ほとんど98%こういう状態が起こるわけです。こういうところからこれはもうみんな談合だと私達は認定しております。

もともと悪い人達じゃない公務員の人達が犯罪行為を団体でやってきたということが私達の調査の中で明らかになったわけですが、こういうことは、いわゆる情報公開制度があってはじめてできたわけです。今までの情報公開っていうのは本当に程度の低いものだったんです。それでもこれだけのことが明らかにされてきた。要するに情報公開しない中で政官財の癒着、要するに官官接待ということが行われて、いわゆる癒着の中でいろんなところで、そのお金が使われてきている。お金が国民のために使われないで、主として政官財の癒着のためにいっぱい使われている。アバイパシーに反するようなことはだめだという例外的なものがありますが、私は本当に国民民主権を実現させるためには情報の全面公開、原則全面公開が必要であると思います。公務員の人達を信頼するということとはだめだということを、人間というものはそもそもそんなに信頼できるものじゃないということをも前提に考えるべきである。税金という国民がみんな出したお金を監視できるような体制でないだめです。人間というのは権力をもって自由にできると思えば、そのことが国民に分からないと思えば、やはり自分たちのために使うという実態があるということをも肝に命じて、いろんな理屈はあるけれども非公開事由というのは最小限にすべきだというふうに思う。

特殊法人とか外郭団体、こういう問題は、官僚の人達の天下り先という性格があるわけです。例えば、ある特殊法人を国が作って、そこへ官僚の人達が、定年後そこへ天下りするわけです。そこで、いっぱい定年退職金を貰って... いくつか転々として。大蔵省の官僚だと10億円ぐらい入るとか、もう一つ建設省だと5億円位だとか。要するに例えば日本道路公団とか自分たちの定年後の

天下り先をいっぱい作って、仕事をやって、儲けさせて、自分たちの懐にはいる、そういう組織を作っておるといようなことです。

三重県の中でいえば、例えば四日市市の土地開発公社、こういうところは非常に採算のひどい土地をいっぱい買って、損害を与えておるわけです。そういうようなところの情報が公開されてないわけです。

三重県でも例えば建設技術センターとか環境保全事業団とかそういうところがいわゆる天下り先になって、そういうところへ仕事を与えている。例えば環境保全事業団がまた別の業者に丸投に近いことをやってるようなことを聞くわけです。そういう実態を明らかにしようと思っても、そういうところは三重県じゃないからということで情報が公開されないような実状なんです。だから、今は特殊法人、外郭団体、そういうものの情報も、税金が入っているところは原則として公開すべきだというふうに思います。そして、要するに非公開事由を最低限にすべきだというふうに思います。とにかく国民民主権を実現するのは、情報公開、原則情報公開が、最低限必要なんだということを訴えさせていただきまして、私の話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(松田報告)

私は情報公開を担当いたしました1年と8ヶ月ということをごさしまして、情報公開一筋にやってきたわけでごさしませんので、私がこの1年と8ヶ月の間に感じたことを中心に今からお話させていただきます。

特に今、松葉先生からお話ございましたように、情報公開というのはこれからの社会の中で非常に重要な制度であると、私も率直に感じておりますし、これからますますそういう制度を各自自治体の方で作っていただくことが大切でなかろうかと思っておりますのでその制度を中心にお話をさせていただきます。

現在の社会は情報化社会とよくいわれておるわけでごさいます。しかしながら私自身もそうでごさいますが、情報化社会というのは、どうも曖昧というかよくわからない部分が多いわけでごさいます。そういう中でまず特徴的なことを二つ三つお話させていただきます。

一つは、マスコミの発展、あるいはコンピュータの進展によりまして情報の伝達、あるいは情報の処理の速度、範囲が非常に大きくなってきてお

る。これはもう皆さん方も実感をしているかと思
います。

実は、私は平成4年でございましたか、ドイツ
の方へ行く機会がございました。その時のちょう
ど2年前、平成2年でございますか東西ドイツの
統一というのがなされました。ベルリンの壁が崩
壊をしております。ポーランドにおきましても社会
改革がなされております。旧ソビエトにおきま
す社会改革、これもたくさんあったわけでありま
す。こういった社会改革の要因の1つに情報化とい
うことがあげられております。つまり、情報は
国境を越えまして伝わるわけでございます。そう
いうことから隣の国はどのような社会情勢である
か、あるいは経済情勢であるということがわかる
というわけであります。やはり、新しい社会とい
うものはどういふものである、あるいはどのよう
なものを望ましいんだということから、いわゆる
情報化が大きな役割を果たしまして社会改革がな
されておるといふことがいわれておりました。

あるいは、皆さん方もT.V.でご覧になったか
と思えますが、例の湾岸戦争、こういうものでは
すね、T.V.中継で見られたわけでございますが、
まるでリアルタイムでパソコンゲームを操って
いるというような感じで見られたのではないかと。
爆撃によりまして人が死ぬという場面はほとんど
ございません。飛行機の方から光る光線でもって
爆撃をされておるといった姿しか見られません。
私は戦中派の人間でございまして、戦争のある程
度の様子は知っておるわけでございますけれども、
そういうものとはまるで変わってきております。
つまり、それだけ情報が自由にかつ広範囲の情報
が流れておるといいますか、そういうのが現在の
社会の一つの状態ではなからうかと思えます。

二つめは、情報そのものの持つ価値が増大をし
ておる。例えば、東京に名簿図書館というのがご
ざいます。そこへ行きますと、三重県の職員の職
員録というのがございます。コピーもしてただけ
るわけでございます。三重短大の卒業生名簿とい
うのも当然そこには備え付けられてありましょ
うし、過去のものにつきましてもコピーをしていた
だけることができるわけでございます。あるいは、
三重県で実際に情報公開条例を使って請求をされ
たケースでございまして、県内で犬を飼ってい
る人の住所、氏名これの請求がございました。こ
れは恐らくペットフードを販売される方ではな
からうかと思えます。その情報を得まして、それ
でビジネスができるということになるわけでござ
いまして、つまり情報そのものに価値があるとい

うこととございます。あるいは、今年津市で二十
歳になられる方の女子の、その情報といえますの
は呉服屋さんにとってみれば非常にありがたい情
報ではなからうかと思えます。このように自治体
が持っております情報も相当の価値があるとい
うこととございます。これが現在、社会の一つの特
徴ではなからうかと思えます。

しかし、これは良い面の情報でございますが、
良い面ばかりではございません。例えば、マスコ
ミが発達して、いながらにして情報を知ることが
できるということは非常によいわけでございませ
んけれども、それが本当の姿であるのか、マスコ
ミは情報をセレクトしていないのかということす
ね。最近特に問題になっておりますのは、いわゆ
る個人のプライバシーの侵害の問題でございます。
ダイアナさんの例の事件であるとか、あるいはタ
レントさんの結婚問題といえますのは、時として
は、プライバシーの侵害にならないのかと思うこ
とがあるわけでございます。

また、犯罪が起こって被疑者であると、逮捕さ
れた場合あくまでも被疑者でございます。しかし
それが大々的に報道されることによって本当に犯
罪を犯していると明確であればいいんですが、逮
捕してそれから調べて、そして裁判にかけて有罪
かどうかということ判断するわけでございます。
しかし逮捕されたその段階で、あくまでも犯罪者
のように報道がされる場合があるわけでございま
す。最近、松阪工業高校の生徒さんが行方不明に
なり、事件直後に警察が犯人逮捕ということで発
表し、新聞も大々的に報道いたしました。しかし
これは間もなくその方にはアリバイがあったとい
うようなことで釈放をされました。そういう訂
正記事といえますか、犯人でなかったというような
報道はおしなべて小さいのです。一旦犯人だとい
って報道されますと、それから有形無形の被害を受
けてまして、後にそれを訂正されても、やはり
個人のプライバシーは侵害をされているのではな
からうかと思えます。

また、コンピュータの発達ということではいろ
んな情報をコンピュータ処理しております。行政効
率という面では非常にいいわけではございますが、
他方それによりまして管理という問題があるわけ
でございます。つまり、ここでも個人のプライバ
シーを守っているかどうかということです。仮に、ち
ょっとしたミスをしてしましまして本来私の情報であ
るべきところへ、他人の名前がインプットされたと
しますと、大量に処理をしておりますので、その
ミスを発見するということはまず難しい。一旦公表

されてから、どうもこれは自分の情報ではないというようなことになろうかと思えます。そういう意味でやはり、これからは個人情報保護が必要がでてきているのではなからうかと思えます。つまり、これからの社会はある面では保護をする、そういう制度が必要になってきているのではなからうかと思えます。

二つ目といたしましては、やはり我々が情報に接することについて、的確に判断しなければならない。例えば商品のコマーシャル、これは決して嘘をいっておるわけではございません。しかしながら、物事の一面を強調しております。新聞に入っております広告でありますとかチラシにつきましても一面的でございます。従って我々といたしましては商品そのものについて正しい知識を持って接する必要があるわけでございます。つまり、我々自身としてそういう判断をできる力を養っていかなければならないわけでありまして。しかし、一方では国において公正取引委員会というのがございまして広告に対する過剰なといえますか、適切でない広告につきましてはその公正取引委員会を取り締まっておるということをしておりまして、現在、社会ではそういう面も必要ではなからうかと思っております。これは一般的な情報ということでございます。

次に、そういう中において現実には行政の情報、いわゆる役所の情報がどういうふうになっておるかということをお話をさせていただきたいと思えます。県にいたしましても、あるいは津市にいたしましてもそういう自治体はいろんな情報を持っております。当然新しい政策を作るときにはいろんな情報を収集いたします。そして、そういうものを分析した上で新しい施策を作るといのが一般的でございます。従いまして、そういうことに関心のある方は是非ともそういう行政の持つておる情報を知りたいと当然思うわけでございます。そういう中から自治体の方では、1つは、情報というものを積極的に提供しており、もう1つは、自治体が持っております文書を住民の皆さん方からの請求によって公開をする。この2つがあるわけでございます。

前者を我々は、情報提供という表現をとっておるわけでございますけれども、具体的に申し上げますと、津市の市政だよりとか、あるいは議会だよりというものがあるわけでございます。これは、行政の方で定期的に住民に知らせたい情報を知らせるとい形でございます。これは当然行政としては責務であり、そういうことをしなければなら

ない。これは一般的に皆さん方も感じていらっしゃると思えます。

もう一つの形といたしまして、いわゆる行政相談であるとか、あるいは税務相談、直接その役所へ行ってご相談をされる場合もあろうかと思えます。その場合は行政機関はそれなりに相談にのってくれます。しかし、これはあくまでも行政の裁量行為でございますので、公表されます情報の量でありますとか種類とか内容というものは、やはり行政機関が一方的に決めることとございまして、この点が今から申し上げます情報公開、公文書の開示制度と違う点でございます。

公文書の開示制度は、今、松葉先生のお話にもございましたように情報公開を利用いたしましていろんな情報を知る。それが、公文書の開示制度というわけでございますが、これは基本的に今申し上げました情報公開条例というものに基づきまして、住民の方が文書を請求をすると、行政機関は必ず情報を公開しなければならないという制度です。

今でも、例えば、戸籍法、これは皆さんもご承知のように、いわゆる戸籍謄本等を与える手続きについてその法律では定めております。それから都市計画法というのもございます。これもいわゆる都市計画の決定をする場合には計画案を関係住民に一定期間縦覧していただく。これはその法律の中で定めておるわけでございます。

しかし、このように個別の法律で定められておるのは極く少数の部分とございまして、大部分は非公開になっておる。それが現状でございます。この非公開になっておる部分について公開をする、これが情報公開条例ということになるわけでございます。行政が持っております情報は、原則的に公開されるべきであるという考え方に立って作られておるわけで、行政機関は当然、これに応じる法的な義務があるということとございまして。そういう意味で、今少し申し上げました個別の法律に比べまして全文書、いわゆる行政機関が持っております全文書を対象にするという意味で、非常に画期的な制度であるわけとございまして。今までのように担当者次第で公開をされなかったり、あるいは一部分しか公開をしてもらえなかったりということはないわけとございまして、ある意味では従来であれば諦めておったことがこれからは堂々と権利として公開をしてくださいということができるわけとございまして。

三重県の場合は、情報公開条例は昭和63年に作られてまして丸9年になるわけとございまして。その

間には松葉先生から具体的な話もございましたように、いろんなことがございました。そういう中で情報は徐々に公開という方向に向かってきております。内容につきましてはまた後でお話をさせていただきますこうと思っておりますが、まず皆さん方が、そういう条例ができるとどのように利用できるかということについて少し触れてみたいと思います。

行政機関がっております情報は原則的に公開ということをお願いしましたが、一方住民の皆さん方は行政がどんな情報を持っておるかということとは恐らくはおわかりにならないと思います。私自身もそうでございますけれども自分で直接作ったものはある程度覚えておりますが、行政機関例えば三重県の場合ですと、大体でございますけど30万件から40万件分ぐらいの公文書の種類がある。従いましてどういうものを知りたいかということをお願いするにはやはり特定はできないと思います。情報公開の窓口に行けば誰か担当者がおります。担当者にこういうものを知りたいということをお願いいただければ担当者はそれに答えてくれます。そうしまして役所はそういう請求書を受け取れば公開ということで検討するわけでございます。この場合に請求をするのに身分証明書でありますとか、あるいは印鑑でありますとか、そういうものは一切いりません。請求書を書いていただければ役所の方はそれによりまして求められた文書について検討するわけでございます。

原則的には公開ということをお願いしましたが、すべて公開できるわけではございません。その中には個人のプライバシーでございますとか、あるいは公開することによりまして、行政運営に著しい支障がある、こういう場合はやはり非公開にすることがあります。しかしながら問題になりますのは、非公開にする場合ややると役所は情報を隠しているのではないかということをよく言われるわけであります。先ほどの話にもございましたように、県はなかなか情報を公開しないというお話もございました。この辺が情報公開の非常に難しいといえますか、解釈上の問題になるところでございます。

役所が公開をすることとなった場合は、請求人は満足していただけますが、非公開になった場合は不満が残ります。非公開になったが自分は公開されるべき情報であると思う場合は、情報公開審査会に異議を申し立てることができます。

審査会は、学識経験者5人で構成されており、請求人は審査会で公開されるべきであると思う理

由を述べることができます。

一方行政機関も、こういうわけで非公開にしたということをお述べるわけでございます。そこで審査会の先生方によって、条例の正しい運用かどうかということをお判断していただく。これが情報公開の審査会でございます。その意見は行政機関にとりまして、法的な拘束力はございません。ございませんが最大限尊重をするということになっております。従いまして基本的には情報公開審査会が出しました答申にそって行政機関は再度決定をするということになります。しかし審査会でやはり非公開だという意見が出ますと、請求人はもうそれでおしまいかといいますと、そうではなくて今度は裁判所にその情報の公開を求めるということができるわけでございます。そして最終的には裁判所がそれを決めるというふうになっておるわけでございまして、請求人つまり住民にとりましては裁判所まで道が開けておるということでございます。

請求されます皆さん方の権利を尊重しておるわけでございます。そういうことで行政にとりましては、行政の体質を変えていくといえますか、いわゆる行政がもっております情報を基本的には県民の皆さん方と共有をする、そういう考え方でございますので原則的に公開をするということでございます。

今、三重県におきましてもいろんな改革が検討されております。行政システム改革、これは皆さん方も新聞等でご承知のように、これからの三重県を良くする。あるいは今三重県は、国ほどではございませんがやはり財政状況は将来的に決して楽ではございません、そういう中で改革は必要でございます。改革をするからには、やはり県の情報を積極的に公開をいたしまして、そして税と県民サービス、行政サービス、それがいかにあるかということをお時としては皆さん方のご意見を頂戴する。そしてその上で行政そのものをどのようにしていくかということをお皆さん方と一緒に議論をして、こういうことが必要であろうということで情報を積極的に公開をしていくというスタンスで考えておるわけでございます。これが情報公開の基本的な考え方でございます。

三重県の情報公開がどのように進んできたかということにつきましては、松葉先生のお話にもございました。特に公金の支出と、いわゆる官官接待というお話あるいは旅費の裏金作りというようなお話もございましたが、そういう中で三重県といたしましてはいろんな形で取り組んでまいりま

した。昨年の10月に旅費、食糧費等に関する開示基準規則を定めました。今でもそうでございます、全国でも、三重県だけしかございませんが、いわゆる旅費あるいは食糧費そういうものを原則的に公開いたします。そこに出席しております県の職員の名前もそれから相手方の名前も金額もすべて公開をすることいたしました。今までいわゆる役所の論理ですべて非公開にしておるじゃないかといったご批判にお答えをするためにそういう規則を作り、原則的に公開をすることいたしました。それ以降も情報公開という方向でいろんな取り組みをしております。

今まで、各県、各自治体の情報公開の審査会におきまして、非公開にすることができない情報、これを具体的に申しあげますと例えば公務員の氏名、これはもう今の時代では非公開にすることはできませんよということで裁判所でもそういう判決が出てきております。今日の新聞にもございました。愛知県の監査事務局でございましたか、公務員の名前は公開をしないよという判決がでておりましたように、そういったものがたくさんあるわけでございます。そういうものを収集いたしまして、今年の10月に、これもまだ全国でもそういうことをしておるところがございませんが、公表をいたしました。各市町村からもいろいろなお問い合わせがございます。これからは一旦活字にしましたものは、どなたにも非公開になるということでございます。

このように原則的に公開をする。しかし、公開をすると言いましても全部公開できるわけじゃない。例えば個人のプライバシー、あるいは法人の企業秘密、こういった部分はやはりどれだけ情報公開が進んでいっても公開できないものがある。このあたりがご理解いただくのになかなか難しい点ではあるかと思えます。しかし、私どもの方が過去に全面的に非公開といたしましたのが、実は過去3年間におきまして大体200件ぐらいございます。それにつきましていろいろ検討いたしました。今の三重県の解釈、運用からいたしますと、全面的に非公開になるというのは極くわずかでございます。そしてそのうちで特に皆さま方あるいはオンブズマンの皆さま方からもご批判のあります行政運営、つまり県の考え方で非公開にする、あるいは意志形成ということで、いわゆるその意志が決定しないということで非公開にした情報です。

今の尺度で行きますと全面的に非公開にするという分野はなくなります。これは三重県だけでも

ございません。各自治体がそういう方向で進んでおるわけでございます、基本的には裁判所の判断(判決)がそういう方向に向いているということでございます。

三重県で情報公開条例を持っておりますのは、市町村の方につきましては津市、四日市市、鈴鹿市、上野市、御園村とまだ五つしかないわけです。こういう条例がございませんと、やはり情報を知りたいということがございまして知ることができないわけです。そういう意味で、今後は各自治体におきまして情報公開条例を作る、作っていただくということを声を大にして進めていかなければならない。県といたしましては各自治体の方に情報公開条例を作っていただくようにいろいろアドバイスはしております。しかし、これからは地方分権の時代であります。基本的には自治体のほうで自らお考えになって、そしてより良い条例を作って行こうという考え方になろうかと思えます。

ただし、国におきます法案においても、今いろいろ議論されております。法律ができますと、当然各市町村におきましても条例を作らなければなりません。内容もやはり自治体において検討するということになりますので、皆さま方も是非その内容についてご意見を、そして言うべきことは言っていたら、より良い条例が作れるように進めていかなければならないのではないかと思っております。

以上、私の方からは現在社会におけます情報、それから行政情報、そういうものはどのように使っていくか、どのように利用できるかということを中心に話をさせていただきました。

自治会長一年生

田中欣治

短大・大学の学生諸君は自治会長と聞けば、「学生自治会」の委員長を連想するに違いない。大学によっては別に「学友会」なる組織があって体育会系の諸団体や文科系のサークルなどを統合しているところも少なくない。(高等学校や中学校では「生徒会」と呼ぶことが多いらしい。一般企業や官公庁などの従業員などの自主的組織の多くは労働組合となっていて、自治組織とはやや性格が異なるようである。)

筆者が二月一日から末席を汚しているのは、「地域自治会」・「住民自治会」と分類されるものであって、(建前上は)まったく法律などに規制されることの無い自主的組織である。・・・もっ

ともその構成や運営は構成員がみずから決めた規約にしたがっているわけであるが。・・・

自治会長の仕事のひとつは地域住民の「行政」に対する、さまざまな要望や苦情を取り次いだり、逆に「行政」から地域住民の意向を訊ねたり、「行政」からのさまざまな広報の配布を頼まれたりすることである。

同僚の某先生の言によれば、地方自治体における自治の担い手は「議員」である由をうかがった。ところが自治会長の目でみれば、「議員」先生が地域自治の担い手であることは、邪道であるような非難がしばしばなされているようである。特に

新聞、テレビなどジャーナリズムなどからの指摘が強いようである。

以前、どこかの新聞が「自治会長」のシリーズを連載し、終わってから単行本にまとめられたようだが、まだ読んだことがない。

毎月十五日の夜、定例の自治会長会が開かれる。その他、資源ゴミのリサイクル回収に協力したり、いろいろと勉強になることが多い。(仕事の多くは私の場合、自治会長夫人にやってもらっているが。) 昨年スタートした本学行政コースの講義にも、地域問題総合調査研究室の実践的研究にも役立つことが多いものと期待している。

〔 受 入 図 書 一 覧 〕

本研究室で平成9年7月以降に受け入れた図書は次のとおりです。

- | | | | |
|----------------------|----------------|--------------------|---------------|
| 30周年記念誌1997 | (財)三重県宅地建物取引協会 | 統計でみる県のすがた 1997 | 〃 |
| 分権型福祉社会研究会第1次報告書 | | 経済要覧 1997 | 経済企画庁調査局 |
| | (財)地方自治総合研究所 | 経済統計年報 1996 | 日本銀行調査統計局 |
| 介護保険論集 | (財)地方自治総合研究所 | 物価指数年報 1996 | 〃 |
| 生涯のいつでも自由に学べる社会を目指して | | 地域統計要覧 1997 | 地域振興整備公団 |
| | 総務庁行政監察局 | 地域医療基礎統計 1997 | |
| 現代社会教育の理念と法制 | 日本社会教育学会 | | 厚生大臣官房統計情報部 |
| 生涯発達心理学のすすめ | 子安増生 | 通産統計ハンドブック 平成9年度版 | |
| 学校型教育を超えて | 鈴木敏正 | | 通商産業大臣官房調査統計部 |
| 生涯かがやき続けるために | 市川昭午 | 中小企業施策総覧〈本編〉平成9年度版 | |
| 高学歴時代の女性 | 利谷信義他 | | 中小企業庁 |
| 地方財政白書 平成9年度版 | 自治省 | 〃 | 〈資料編〉平成9年度版 |
| 中小企業白書 平成9年度版 | 中小企業庁 | | 〃 |
| 観光白書 平成9年度版 | 総理府 | 地方公務員給与の実態 平成8年 | |
| 環境白書 平成9年度版〈総説〉 | 環境庁 | | 地方公務員給与制度研究会 |
| 〃 | 〃 | 宅地建物取引業記念誌 | |
| 防災白書 | 〃 | (財)全国宅地建物取引業協会連合会 | |
| 土地白書 | 〃 | (財) 〃 | 保証協会 |
| 通商白書 | 〃 | 市政の概要 平成9年度版 | 津市議事事務局 |
| 〃 | 〃 | かわる世界の学校 | 田原恭蔵他 |
| 公務員白書 | 〃 | 子どもの学力とは何か | 永野重史 |
| 経済白書 | 〃 | 情報化社会と青少年 | 総務庁青少年対策本部 |
| 厚生白書 | 〃 | 子どもが熱くなるもう一つの教室 | 佐伯 胖 |
| 通信白書 | 〃 | 「いじめ」カウンセリング | 井上敏明 |
| 科学技術白書 | 〃 | 学校五日制と教育課程の創造 | 加藤幸次他 |
| 労働白書 | 〃 | あなたもできるデータ処理と解析 | 岩淵千明 |
| 図説高齢者白書 | 〃 | うわさが走る | 川上善郎 |
| レジャー白書 1997 | (財)余暇開発センター | 学校の挑戦 | 北星学園余市高校 |
| 社会保障年鑑 1997 | 健康保険組合連合会 | 地方財政統計年報 平成9年度版 | |
| 民力 1997 | 朝日新聞社 | | (財)地方財務協会 |
| 家計調査年報 平成8年 | 総務庁統計局 | 都市計画・開発法規の実務② | 建設省都市計画課 |

職員の給与等に関する報告及び勧告
三重県人事委員会
職員の給与等に関する報告及び勧告 参考資料
三重県人事委員会
自治総研叢書 アメリカにおける自治・分権・参加の発展 横田 清
平成9年度固定資産概要調査 津市
市政概要 平成9年度 四日市市
議案等一覧表 津市
平成8年度 津市歳入歳出決算書 津市
平成8年度 津市歳入歳出決算附属書 津市
平成8年度 決算報告書 津市
平成8年度 一般会計歳入歳出決算等審査意見書 津市
津市監査委員
財政に関する調査(土地及び建物の内訳) 津市
平成9年度財産評価基準書 路線価図三重県版(1) 新日本法規
平成9年度財産評価基準書 路線価図三重県版(2) 新日本法規
平成9年度財産評価基準書 評価倍率表三重県版 新日本法規
国民生活白書 平成9年度版 経済企画庁
我が国の文教施策 平成9年度 文部省
平成9年度版 総務庁年次報告書 総務庁
子ども白書'97 日本子どもを守る会
情報化白書 1997 日本情報処理開発協会
警察白書 平成9年度版 警察庁
アンケート調査年鑑 1997 上・下 竹内 宏
日本都市年鑑 55 平成9年度版 全国市長会
平成9年度 補助金総覧 財政調査会
社会保障統計年報 平成8年度版
総理府社会保障制度審議会事務局
県民経済計算年報 平成9年度版
経済企画庁経済研究所
厚生統計要覧 平成8年度版
厚生省大臣官房統計情報部
平成9年度 地方交付税制度解説(単位費用)
地方交付税制度研究会
地方財政要覧 平成8年12月
地方財政制度研究会
データでみる県勢 1998 矢野恒太郎記念会
地方自治便覧 1996 文書事務管理研究会
平成8年度 世論調査年鑑 総理府
労働調査年報 平成8年 総務庁統計局
消費者物価指数年報 平成8年 総務庁統計局
余暇・レジャー総合統計年報 97-98
食品流通情報センター
21世紀への施策要覧 1997年度 月間同友社

平成8年国民生活選好度調査 経済企画庁国民生活局
平成9年度 改正地方財政詳解 財地方財務協会
税務統計書 平成9年度 三重県総務部税務課
平成9年度 明石市の環境 明石市環境部環境保全課
市税概要 平成9年度版 津市
障害者福祉論 三ツ木任一
社会福祉論 松村祥子/三ツ木任一
社会保障論 松村祥子
高齢者福祉論 小笠原祐次・山田知子
地域福祉論 大橋謙策
世界の社会福祉 松村祥子
現代日本の地方自治 大森 彌
環境アセスメント 原料幸彦
東南アジアの日本企業の工業生産 熊谷智徳
産業連関分析 W. レオンチェフ
社会生活統計指標 1998年度版 総務庁統計局
運輸部門を中心とした平成2年産業連関表
運輸省運輸政策局情報管理部
熟練技能の継承に関する研究
四日市地域経済研究所
国際成人教育論 H. S. ボーラ
高齢者教育論 松井・山野井・山本
ライフプランと生涯学習 舛井一仁
運輸白書 平成9年度 運輸省
青少年白書 平成9年度版
総務庁青少年対策本部
働く女性の実情 平成9年度版 労働省女性局
伊勢年鑑 平成10年度版 伊勢新聞社
日本労働年鑑 1997年版 大原社会問題研究所
地域経済レポート'97 経済企画庁調査局
社会福祉の動向'97 厚生省社会局庶務課
保険と年金の動向 1997 勤厚生統計協会
地域経済総覧'98 東洋経済新報社
大蔵要覧 平成10年版 大蔵要覧出版社

編集後記

小倉百人一首の中に「淡路島かよう千鳥の鳴く声にいく夜ねざめぬすまの関守」という源兼昌の歌がある。淡路島と神戸市の須磨の間は長い間鳥しか直接ゆききできなかったが、平成10年4月の明石大橋の完成により、人間も車で直接ゆききできるようになる。時代もずいぶん変わったものである。
H. M